

## 自立訓練（生活訓練）事業所 黎明荘 運営規程

精神障害者生活訓練施設『黎明荘』管理規程（平成10年4月1日）の全部を改正する。

### （事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人清恵会（以下「事業者」という。）が開設する黎明荘（以下「事業所」という。）が行う指定自立訓練（生活訓練）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定自立訓練（生活訓練）（以下「生活訓練」という。）の提供を目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり生活能力の維持、向上等に必要な支援、生活訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係行政庁、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 自立訓練（生活訓練）事業所黎明荘
- (2) 所在地 大分県別府市小倉町27番12号

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、生活訓練計画の作成に関することを行うほか、利用申

込者の心身の状況及び当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討並びに他の職員に対する技術指導又は助言等を行う。

(3) 生活支援員 4名以上

生活支援員は、生活訓練計画に基づき、日常生活上の支援、相談等を行う。なお、訪問担当生活支援員は、利用者の居宅を訪問し、生活訓練計画に基づいて訪問による指定自立訓練（生活訓練）（以下「訪問訓練」という。）を行う。

(4) 地域移行支援員 1名

地域移行支援員は、地域生活へ移行後の住まいに関する情報提供（地域生活への移行に係る諸支援）及び地域生活へ移行した利用者の定期的な相談支援等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、日曜日と年末年始（12月30日から1月3日まで）を除く毎日。ただし、指定宿泊型自立訓練（以下「宿泊訓練」という。）については毎日とする
- (2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、宿泊訓練については24時間とする
- (3) 宿泊訓練以外のサービス提供時間は、午前9時から午後5時までとする

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、14名とする。ただし、宿泊訓練については、20名とする。

(生活訓練の内容)

第7条 事業所が行う生活訓練の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等日常生活を維持するための訓練
- (2) 洗濯、調理、買い物、掃除等日常生活を向上する訓練
- (3) 夜間における居住の場の提供及び帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練

- (4) 地域生活へ移行するための訓練
- (5) 訪問訓練
- (6) 前各号に掲げる訓練に附帯する便宜

(利用者から受領する費用の種類及びその額)

第8条 生活訓練を提供した際には、利用者から市町村が定める負担上限月額範囲内において、生活訓練に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない生活訓練を提供した際は、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業所は、前2項のほか、生活訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

ア 朝食 1食につき390円

イ 夕食 1食につき530円

ただし、外部注文、外食については実費

(2) 日用品費 実費

(3) 光熱水費

ア 居室 実費

イ ア以外 1箇月3,870円

冬季（11月から3月まで） 1箇月5,070円

(4) 居室の提供に要する費用

ア 個室 1箇月25,000円

イ 個室以外 1箇月23,000円

(5) 送迎サービスの提供に係る費用（通常の事業の実施地域以外） 1キロメートルにつき20円

(6) 移動に要する費用

ア 公共交通機関等を利用した場合 実費

イ 事業所の車を利用した場合 1キロメートルにつき20円

(7) サークル活動等に係る材料費 実費

(8) その他の日常生活費 実費

(9) 訪問訓練に要する交通費（通常の事業の実施地域以外）

ア 公共交通機関等を利用した場合 実費

イ 事業所の車を利用した場合 1キロメートルにつき20円

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法令等により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、別府市全域とする。

(利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は事業所を利用するにあたって、次のことに留意しなければならない。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけない
- (2) 指定した場所以外で火気を用いない
- (3) 政治・宗教活動や営利を目的とした勧誘をしない
- (4) 事業所の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害しない
- (5) 健康診断は特定の事由がない限り、これを拒否しない
- (6) 身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届ける

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所は現に生活訓練の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生

- じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 生活訓練の提供により事故が発生したときは、直ちに県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

（非常災害対策）

- 第13条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。
- 2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連絡体制は、事業所内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行う。
  - 3 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。この場合において、これらの訓練は、夜間（夜間を想定した場合も含む。）においても行う。
  - 4 事業所は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における入所者等の安全確保のための協力体制の確立に努める。
  - 5 事業所は、災害時に他の施設等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努める。

（苦情解決）

- 第14条 提供した生活訓練に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した生活訓練に関し、関係法令により行政庁が行う命令及び検査に適切に応じ、調査等に協力するとともに、指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の禁止)

第15条の2 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、職員の資質向上のため、研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるとともに、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3箇月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容

とする。

- 4 事業者は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する生活訓練の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該生活訓練を提供した日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 生活訓練計画
  - (2) 具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 市町村への通知に係る記録
  - (4) 身体拘束等に係る記録
  - (5) 苦情の内容等の記録
  - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則（平成24年3月10日規程第13号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月8日規程第54号）

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第14号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月24日規程第32号）

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日規程第36号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月1日規程第19号）

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成30年10月27日規程第35号）

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成31年3月23日規程第14号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月25日規程第33号）

この規程は、令和元年5月25日から施行する。

附 則（令和4年8月21日規程第57号）

この規程は、令和4年8月21日から施行する。

附 則（令和4年10月23日規程第66号）

この規程は、令和4年10月23日から施行する。

附 則（令和7年1月1日規程第1号）

この規程は、令和7年1月11日から施行する。